

Topic

- ▶▶特集「市民サービスの充実をめざし、行政・司法がトップ対談」
- ▶▶法テラスご利用ガイド
- ▶▶トラブルが起きたとき、困ったら法テラスへ
- ▶▶出張説明会を行っています

【編集・発行】

日本司法支援センター奈良地方事務所（法テラス奈良）

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
（近鉄奈良線「近鉄奈良駅」徒歩3分・JR線「奈良駅」徒歩15分）

050 0503383-5450 [平日:9時~17時]

平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。法テラスでは、「東日本大震災」関連の相談を受付けています。（法テラス震災ダイヤル 0120-078309）

【特集】

市民サービスの充実をめざし、行政・司法がトップ対談

トラブルの法的解決を支援する法テラスは、自治体など他機関との連携を大切にしています。行政と司法サービスの連携による市民サービスの向上を模索し、自治体・弁護士会・法テラスのトップ対談を実施しました。

第1回目は、山下真生駒市長との対談です。

～行政と市民の協働を大切にする生駒市～

●司会

生駒市のビジョンをお聞かせ下さい。

●山下市長

いわゆるセーフティーネットとしての行政の役割が重要になってきますが、財源をどう確保していくのが全国の自治体の大きな課題です。

本市としては、良好な住環境などの特色を活用した新規住民の流入促進と市北部の準工業地域への企業誘致などにより、税源の多角化を図っています。

限られた財源の中で行政サービスの質・量を落とさないよ

うに努める一方で、行政に対する市民参加の促進や、行政と市民との協働に特に力を入れています。

また、子育て支援、教育、医療や環境問題にも力を入れています。地球温暖化に対する取り組みの旗振り役としての環境先進自治体を目指して、様々な取り組みを進めているところですよ。



山下真: 生駒市長

現在2期目。市長になる前は弁護士として市民活動に参加。

～市民サービス向上のために行政・司法の連携を～

●飯田会長

奈良弁護士会では、法教育に力を入れ、学校への出前の授業などいろいろなことをやっています。奈良弁護士会は憲法絵本を作りましたので、中学校などでそれを語る、という企画をやっています。

しかし、なかなか自治体の方で予算を付けてもらえないの

で、弁護士会が手弁当で企画をし、法教育活動を行っています。自治体でも、法教育に力を入れていただければと思いますね。

●山下市長

実は過去に大阪弁護士会で法教育で高校に何回か出張授業に行きました。弁護士会がお金を出したのか、高校が出したのかちょっと忘れちゃったけど。

●飯田会長

学校からは「予算がない」ということで費用が出ないことが多いですね。

憲法絵本を語る企画では、弁護士会が費用を持ち出して、語り部の人にも来てもっていますので、今後も今の形で続けるのは厳しいですね。ですから、「自治体も少しは協力して下さい。」と、売り込みもしなきゃいけないという思いを持って取り組んでいます。法教育は大切なことなので、今後も中高生に法教育を進めていけたらと思っています。



飯田誠: 奈良弁護士会会長

平成9年に大阪で弁護士登録した後、地元である奈良県で活動。



相良博美: 法テラス奈良所長

法テラスの前身、法律扶助協会から法律扶助に携わる。

●相良所長

自治体・弁護士会・法テラスと三者で提携する、という形があってもいいと思いますね。

なかなか一朝一夕にはいえないと思いますが、自治

次のページに続きます▶▶

体、弁護士会が個々バラバラに進んできたものを提携してやるのがいいと思います。例えば、法教育とか成年後見とか。

法教育は、法テラスもこれから力を入れていこうと考えていますから、多少の費用負担も可能です。例えば、三者で何か企画をやってみようとか、日常的に協議できる場があれば、有機的にうまく噛み合って実現に向けられるんじゃないでしょうか。そういう取り組みが、今までありませんでしたから、法テラスとしても、取り組みに参加できたらと思いますね。

●飯田会長

まずは、三者で定期懇談会みたいなものでもやっていき、その中で取り組みについて協議できればと思いますね。

●山下市長

私も必要性はすごくあると思っています。具体的なテーマでやったほうがいいと思いますね。法教育や成年後見。ちょっと担当と相談してみます。

●相良所長

私は、ケアマネージャーやヘルパーさんから相談を受けます。お世話をしてる高齢者の方に後見人が必要だけど候補者がいなくてどうしたらいいかと。

成年後見人の「なり手」不足は、今、深刻になってますね。それなりに財産を持っている、けれども親族がそれを勝手に取っていくとか、あるいは消費者被害にあうとか。問題解決には、成年後見人を付けないかぎり防ぎようがない。ところが、誰も申し立てをする人がいないため、現場は結構、困っているという話を聞きます。

～法律相談に気軽に足を運べる環境づくりが大切～

●司会

生駒市では、無料法律相談を実施されていますが、その現状についてお話いただけますでしょうか。

●山下市長

今は毎週金曜日と、第二・第四火曜日で月平均6回ぐらい無料法律相談をやっています。

平成22年度であれば75回、675枠で、大体9割ぐらい枠が埋まっています。

●飯田会長

多分、予約の段階で全部埋まってしまうことが多いんですね。

●相良所長

奈良県下の法律相談の需要は、結構高いと思います。

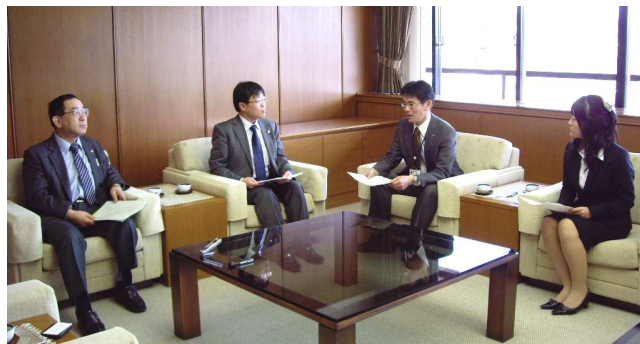
法テラス奈良の統計でも、開業してから5年間で延べ約1万件の相談がありました。

奈良県の有権者が約120万人ですから、約100人に一人が法律相談を受けている計算になります。その数自体は全国的に見れば高いといえます。

しかし、潜在的な需要はまだあると思いますね。

今後も法テラス、弁護士会、市役所の法律相談をより多くの方々に身近に利用してもらうために、例えば三者協働でいろんな各分野別法律相談を一斉に開いたり。消費生活、雇用、高齢者・障害者、地域の問題、いろいろな相談会を開いて、多くの市民にこういう制度がありますよということを知ってもらう必要があると思います。

こういったことは三者で提携してやれるのではないかなと思いますね。



●山下市長

実際に市民の方の感覚として、弁護士というのは、まず敷居が高いと思います。

弁護士の所に行くということ自体が、もうドキドキして、なかなか踏み込めないとか、行ったら絶対頼まないとアカンのと違うとか、そういう思いが強いと思いますね。

だから、自治体の無料相談という安心感は違いますよ。

肝心なのは、弁護士と接点を持って、喋ってみることです。しかし、もし生駒に法律事務所がなかったとしたら、わざわざ奈良まで行かなきゃいけないわけです。

法テラスでは、出張相談は出来ないのでしょうか？

●相良所長

要件を満たせば出来ますよ。

どんどん利用していただければと思います。

●山下市長

結局、わざわざ事務所まで行かなければいけないというところに、敷居が高いと言われてる理由があるのかもしれない。

●飯田会長

弁護士は、市民の方からは敷居が高いというイメージをもたれてきましたが、実際にはそれほど敷居が高いわけではないんですよ。単に相談だけで終わるようなケースも多く、相談に行けば必ず頼まなければならないものではないですが。

風邪を引いたら病院に行くように何かあったら気軽に相談してもらえればいいのですが。弁護士会としても、市民の皆さんに弁護士がもっと身近な存在であると思ってもらえるような活動が必要ですね。

●相良所長

地元にあるのが一番いいですね。

法テラス奈良では、奈良県民が法テラスの扶助相談を奈良県内で利用したか、あるいは他府県で利用したかという統計がありますが、県外で相談された割合がダントツに高いのは「生駒市」と「香芝市」なんですね。

その2市に住んでおられる方は、奈良県の他の地域と比べて、実は大阪で法律相談を受けているということなんです。

別にこれは、地域のナショナリズムの問題ではなくて、やはり抱えたトラブルというのは地元で相談をする場所があれば、それに越したことはないと思いますね。

●山下市長

知らないところに、いきなり行くのはやっぱり抵抗感があると思います。

最初は地元の自治体でやってる相談で、30分でも弁護士と喋る機会があれば、こんな感じなんだと、安心して引き続き相談しようかという気持ちになり易いと思いますね。

■終わりに

山下真生駒市長は弁護士から市長になられた方で、今回の対談では行政サービスについて法律家の視点からのお話も伺うことができました。対談は大いに盛り上がりましたが、紙面の都合により、一部をご紹介させていただきました。



右から奈良弁護士会会長：飯田さん、生駒市長：山下さん、法テラス奈良所長：相良、司会（近畿大学）：山内さん

出張説明会を行っています！研修会等の時間をいただけませんか？

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方の総合的な支援のため様々な業務を行っています。

法テラスのご利用方法をご理解いただけるよう、職員が皆様のもとに直接お伺いして、皆様の疑問に詳しくお答えいたします！

ご興味・ご関心がありましたら遠慮なく法テラス奈良へご連絡ください。

過去の訪問先

- 香芝市社会福祉協議会 様
- 奈良地方法務局五條支局 様
- 奈良市社会福祉協議会 様
- 奈良県司法書士会 様 ほか多数



【写真】2011.11.10 奈良市地域自立支援協議会研修会にて

法テラスの職員は【**無料**】で皆様のもとへお伺いします！

トラブルが起きたとき、困ったら法テラスへ

法テラス奈良 事務局長 齋藤博史

はじめまして、事務局長の齋藤博史と申します。昨年4月に法テラス奈良へ赴任しました。日常生活でのトラブルは、できれば関わりたくないものですが、万が一の場合、相談できる場所を知っていることは無駄ではありません。以下に私の経験をご紹介します。

かつて私の年老いた父親がだまされて数百万円を失ったことがありました。当時私は仕事の都合で実家に戻ることができませんでした。父も一度はあきらめたそうです。しかし、私の姉が司法による解決手段を知っていました。姉は父のお金をとり戻すべく、法曹関係者の力を借りて相手と交渉を始め、それから一年ほど後、お金は無事に全額父の元に戻りました。盗んだ相手というのは、父親も私も完全に信頼していた人で、全く予期しなかった出来事でした。

私はこのような経験もあり、「トラブルとは思わぬところから起こりうるもの」と思っています。父親はボケてはいませんが、自分ではしっかりしているつもりでも、まんまと騙されてしまうこともあります。そんな時、家族の誰かが「司法」の力で解決



【写真】2011年の夏。30年ぶりの伊良湖岬にて。
「高校生の頃、南の島から流した私の椰子の実が日本に漂着しました。」

きるルートを知っていることは有益だと思います。

当時、法テラスは存在していませんでしたが、今であれば、法テラスに相談いただくことはひとつの方法です。法律相談ほどではなく、「ちょっと聞いてみたい」という場合でも、法テラスでは様々な情報をご提供しています。

法テラスは、トラブルを法的に解決するため「司法アクセス」が市民の方々により身近な存在になるよう、活動しています。

法テラス・サポーターズクラブ入会受付中！

サポーターズクラブとは

法テラス・サポーターズクラブは、法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。

“法テラスを応援したい”

“法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい”

という方ならどなたでもご入会いただけます。

※ 入会いただくとメンバーズカードとピンバッジを差し上げます。

法テラス奈良 ご利用ガイド

Step1【ご案内】

法制度や最適な相談窓口などの情報を無料でご案内します。

Step2【法律相談】

要件を満たす方には、無料の法律相談を行います。

Step3【費用の立替え】

審査のうえで、弁護士・司法書士費用等の立替を行います。

Step1【ご案内】

電話1本で、悩みに応じた法制度や相談窓口を紹介

- 法制度に関する正しい情報を集約しています！
- 多数の相談窓口から利用者に適した窓口をご案内します。
- 平日は夜21時まで利用いただけます。



事例

別居中の夫から離婚を迫られて困っています。



私は、離婚したくないのですが、勝手に離婚届を出されてるのではないかと不安です。

法制度紹介

離婚届を受理しないよう予め市区町村役場に申出ることができます。



子どもの養育費のことなどが不安で相談したいのですが、夜に電話で相談したいです。

相談窓口紹介

お住まいの近くで夜に電話相談できる窓口をご紹介します。

法テラス サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

平日9:00~21:00 / 土曜日9:00~17:00

Step2【法律相談】

無料で弁護士・司法書士と法律相談ができます！

■ご利用条件

本人と配偶者の収入・資産の金額が基準以下の方が対象

| ご家族 | 月収等(賞与含む) | 家賃等 | 預貯金等 |
|-----|------------|---------|---------|
| 単身者 | 182,000円以下 | 41,000円 | 180万円以下 |
| 2人 | 251,000円以下 | 53,000円 | 250万円以下 |
| 3人 | 272,000円以下 | 66,000円 | 270万円以下 |
| 4人 | 299,000円以下 | 71,000円 | 300万円以下 |
| 5人 | 329,000円以下 | 71,000円 | 300万円以下 |

※ 家賃や住宅ローンを負担している場合は、上記限度額の範囲でその全額が月収などの基準額に加算できます。

■奈良県内の相談会場

- 契約弁護士・司法書士の事務所(約106か所)
- 奈良弁護士会館(奈良市)
- 法テラス奈良(奈良市)
- 法テラス南和(大淀町)

ご相談の予約は法テラス奈良まで

0503383-5450

平日9:00~17:00

Step3【費用の立替え】

経済的な理由で立ち止まっている方にも「解決の一步」を踏み出せます！

訴訟や、事件の相手方との交渉を弁護士・司法書士に依頼する際の費用を法テラスが皆様に代わって無利子で立替えます。

■ご利用条件

Step2【法律相談】と同様に本人と配偶者の収入・資産の金額が基準以下の方が対象となります。ご利用には書面による審査があります。審査による決定後、費用の立替と同時に分割での返済が始まります。

(例)弁護士に手続きを依頼した場合に必要な費用

①債権者10社の自己破産 ⇒ 149,000円 (実費込み)

②離婚調停 ⇒ 146,000円 (実費込み)

※ 標準的な金額のため、審査によって増減する場合があります。

※ 別に、事件の結果に応じた報酬金額をご負担いただきます。